

議案第11号

飯能都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例（案）

飯能都市計画事業土地区画整理事業施行規程（昭和60年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「年6パーセント（）」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（）」に、「年6パーセント以内」を「当該法定利率以内」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能都市計画事業土地区画整理事業施行規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付す利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>（分割徴収する場合にあつては、<u>当該法定利率以内</u>で規則で定める率）とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付する期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 省略</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付す利子の利率は、<u>年6パーセント</u>（分割徴収する場合にあつては、<u>年6パーセント以内</u>で規則で定める率）とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付する期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 省略</p>

(土地区画整理法施行令の一部改正)

第三十条 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「本条」を「この条」に、「年六パーセント」を「法第三十条第四項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率」に、「年六パーセント以内」を「当該法定利率以内」に改める。

(土地区画整理法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日の前々日までに土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項の規定による公告があつた場合における同法第百十條第二項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利子の利率については、前条の規定による改正後の土地区画整理法施行令第六十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(ダム使用権登録令の一部改正)

第三十二条 ダム使用権登録令(昭和四十二年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二十八条中「代金」の下に「民法第五百七十九條の別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額」を加える。

(都市再開発法施行令の一部改正)

第三十三条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「年六パーセント」を「法第百三条第一項の規定による通知を発した日における法定利率」に改める。

第四十六条の十一中「準用する。」を「それぞれ準用する。」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四十二条第一項中「法第百三条第一項」とあるのは、「法第百十八條の二十三第一項」と読み替えるものとする。

(都市再開発法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 施行日前に都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百三条第一項又は第百八條の二十三第一項の規定による通知が発せられた場合における同法第百六條第一項(同法第百八條の二十四第二項)において準用する場合を含む)の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、前条の規定による改正後の都市再開発法施行令(以下この条において「新都市再開発法施行令」という)第四十二条第一項(新都市再開発法施行令第四十六条の十一)において「新都市再開発法施行令」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小型船舶登録令の一部改正)

第三十五条 小型船舶登録令(平成十三年政令第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に改める。

附則

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十二年四月一日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 林 芳正

農林水産大臣 齋藤 健

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

参考

(抜粋)

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十三号

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 法務省関係（第一条・第二条）
- 第二章 内閣官房関係（第三条）
- 第三章 内閣府関係
 - 第一節 本府関係（第四条・第五条）
 - 第二節 金融庁関係（第六条―第十条）
 - 第四章 総務省関係（第十一条・第十二条）
 - 第五章 財務省関係（第十三条―第二十条）
 - 第六章 文部科学省関係（第二十一条・第二十二条）
 - 第七章 農林水産省関係（第二十三条―第二十五条）
 - 第八章 経済産業省関係（第二十六条―第二十八条）
 - 第九章 国土交通省関係（第二十九条―第三十五条）
- 附則

第一章 法務省関係

（公証人手数料令の一部改正）

第一条 公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一項ただし書中「商工業の見習を目的としぬい」を削る。

（不動産登記令の一部改正）

第二条 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。
別表の六十四の項申請情報欄中「代金」の下に「民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額」を加える。

第二章 内閣官房関係

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令の一部改正）

第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。次号において同じ）」に改め、同項第二号中「指名金銭債権」を「金銭債権」に改める。

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部改正）

第四条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「償還請求権は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「請求権は」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

（公共施設等運営権登録令の一部改正）

第五条 公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。
第四十七条中「代金」の下に「民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額」を加える。

第二節 金融庁関係

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第六条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第一号中「指名債権でない」を「あつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券又は同節第四款に規定する無記名証券に係る債権である」に改め、同条第二号中「指名債権でない」を「前号に規定する債権である」に改める。

（預金保険法施行令の一部改正）

第七条 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百一十一号）の一部を次のように改正する。
第三十条中「第百三十一條第三項」を「第百三十一條第四項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第八条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。
第四条の四を削り、第四条の五を第四条の四とし、第四条の六から第四条の十一までを一条ずつ繰り上げる。

（預金保険機構債令の一部改正）

第九条 預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。
第十六条第一項中「償還請求権は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「請求権は」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第十条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第二十二條第一項中「償還請求権は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「請求権は」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第四章 総務省関係

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十一条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。次条において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。